

北上市告示甲第30号

北上市みどりのまちづくり補助金交付要綱（令和4年北上市告示甲第47号）の一部を次のように改正し、令和6年4月1日から施行する。

令和6年3月29日

北上市長 八重樫 浩 文

改正前	改正後
<p>(趣旨)</p> <p>第1 この告示は、みどりの推進地区内の緑化の促進を図るため、<u>みどりの推進地区内の住宅又は事業所の敷地内に樹木を植える者</u>に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、北上市補助金交付規則（平成3年北上市規則第57号）及び北上市補助金交付要綱（平成3年北上市告示第16号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 緑化行為 <u>土地（建物が存するものに限る。）の緑化（プランター等の移動可能なものによる緑化を除く。）であって、次表に規定する基準に該当する樹木を植栽する行為</u></p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1 この告示は、みどりの推進地区内の緑化の促進を図るため、<u>同地区内において新たな植栽等を行う者</u>に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、北上市補助金交付規則（平成3年北上市規則第57号）及び北上市補助金交付要綱（平成3年北上市告示第16号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 緑化行為 <u>次の表に掲げる基準に該当する行為をいう。</u></p>

をいう。

項目	基準
緑化の場所	隣接する道路（申請者が専用的に使用する道路を除く。以下同じ。） <u>の境界から概ね6メートル以内であること。</u>
緑化の方法	樹種の変更その他の植替えを目的としない新たな植栽であり、かつ、 <u>次のいずれかの樹木について、隣接する道路から樹高の半分以上が容易に見えるように植栽すること。</u> <u>(1) 高木（高さ3メートル以上の樹木をいう。以下同じ。）1本以上</u> <u>(2) 中木（高さ1.5メートル以上3メートル未満の樹木をいう。以下同じ。）1本以上</u> <u>(3) 低木（高さ0.3メートル以上1.5メートル未満の樹木をいう。以下同じ。）4本以上</u>

（補助対象者）

第3 補助の対象となる者（以下「補助対象者」という。）

は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) [略]
- (2) 緑化行為の対象となる土地について、過去5年以内にこ

項目	基準
緑化の場所	隣接する道路（ <u>第7に規定する申請者が専用的に使用する道路を除く。</u> ） <u>から容易に視認できる場所であり、かつ、一連の植栽場所の全部又は一部が当該道路から10メートル以内に位置すること。</u>
緑化の方法	樹種の変更その他の植替えを目的としない新たな植栽であり、かつ、 <u>次のいずれかに該当すること。</u> <u>(1) 樹木、草花又は芝生その他の地被植物（以下「植物等」という。）の植栽</u> <u>(2) 前号に関連して実施する植栽基盤の整備</u> <u>(3) 植物等に係るプランターの設置</u>

（補助対象者）

第3 補助の対象となる者（以下「補助対象者」という。）

は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) [略]
- (2) 緑化行為の対象となる土地又は建物（以下「土地等」と

の告示に基づく補助金又は他の制度による同様の趣旨の補助金等の交付を受けていないこと。

(3)～(4) [略]

(補助対象事業)

第4 補助の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) 補助対象者が自ら所有し、又は管理する土地において行う緑化行為であること。

(2)～(3) [略]

(補助対象経費)

第5 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業に係る経費のうち苗木の実費相当額とし、次の表の左欄に掲げる緑化行為に応じて同表の右欄に定める額を、植栽する樹木1本当たりの限度額とする。

<u>緑化行為</u>	<u>樹木1本当たりの限度額</u>
高木の植栽	<u>16,000円</u>
中木のうち高さ2メートル以上のものの植栽	<u>8,500円</u>
中木のうち高さ2メートル未満のものの植栽	<u>3,500円</u>
低木のうち高さ1メートル以上のものの植栽	<u>2,000円</u>

いう。)について、過去5年以内にこの告示に基づく補助金又は他の制度による同様の趣旨の補助金等の交付を受けていないこと。

(3)～(4) [略]

(補助対象事業)

第4 補助の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) 補助対象者が自ら所有し、又は管理する土地等において行う緑化行為であること。

(2)～(3) [略]

(4) 緑化行為の対象となる植物等が、有害な外来生物でないこと。

(補助対象経費)

第5 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、緑化行為に係る苗木、資材等の購入費及び工事費とする。

低木のうち高さ1メートル未満のものの植栽	1,000円
----------------------	--------

(補助金の額)

第6 補助金の額は、補助対象経費の合計額（その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とし、同一の補助対象者に対する補助金の額は、5万円を限度とする。

(補助金の交付申請)

第7 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、北上市みどりのまちづくり補助金交付申請書（様式第1号）及び誓約書兼同意書（様式第2号）に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 見積書の写しその他の緑化行為により植栽しようとする樹木の単価及び本数が分かる資料
- (2) 緑化行為により植栽しようとする樹木の平面図、立面図その他の当該樹木の位置及び高さが分かる図面
- (3)～(6) [略]

(補助金の交付の条件)

第9 市長は、第8の規定による補助金の交付決定をするときは、次に掲げる条件を付すものとする。

- (1) [略]
- (2) 補助事業を完了した日の属する会計年度の翌年度から起算して5年間、緑化行為に係る樹木を伐採し、又は緑化場所から撤去しないこと。ただし、当該樹木が枯死した場合

(補助金の額)

第6 補助金の額は、補助対象経費の2分の1以内の額（その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とし、同一の補助対象者に対する補助金の額は、1会計年度につき6万円を限度とする。

(補助金の交付申請)

第7 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、北上市みどりのまちづくり補助金交付申請書（様式第1号）及び誓約書兼同意書（様式第2号）に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 見積書の写しその他の緑化行為に係る苗木、資材等の購入費又は工事費が分かる書類
- (2) 緑化行為に係る平面図、立面図等の植栽の位置及び範囲が分かる図面
- (3)～(6) [略]

(補助金の交付の条件)

第9 市長は、第8の規定による補助金の交付決定をするときは、次に掲げる条件を付すものとする。

- (1) [略]
- (2) 補助事業を完了した日の属する会計年度の翌年度から起算して5年間、緑化行為に係る植物等及びプランターを伐採又は撤去しないこと。ただし、市長がやむを得ない事情

等は、この限りでない。

があると認めた場合は、この限りでない。

備考 改正部分は、下線の部分である。